

参考資料

(第1回インサイダー取引規制に関する
ワーキング・グループ配付資料)

審議事項

純粋持株会社に係る重要事実

純粋持株会社(単体)の売上高等は、グループ会社からの配当など。

純粋持株会社に係る合併等の軽微基準(売上高の10%未満等)や決算情報変更の重要基準(売上高の10%以上等)については、連結ベースの基準とすることについてどう考えるか。

企業の組織再編に係る規制の適用関係

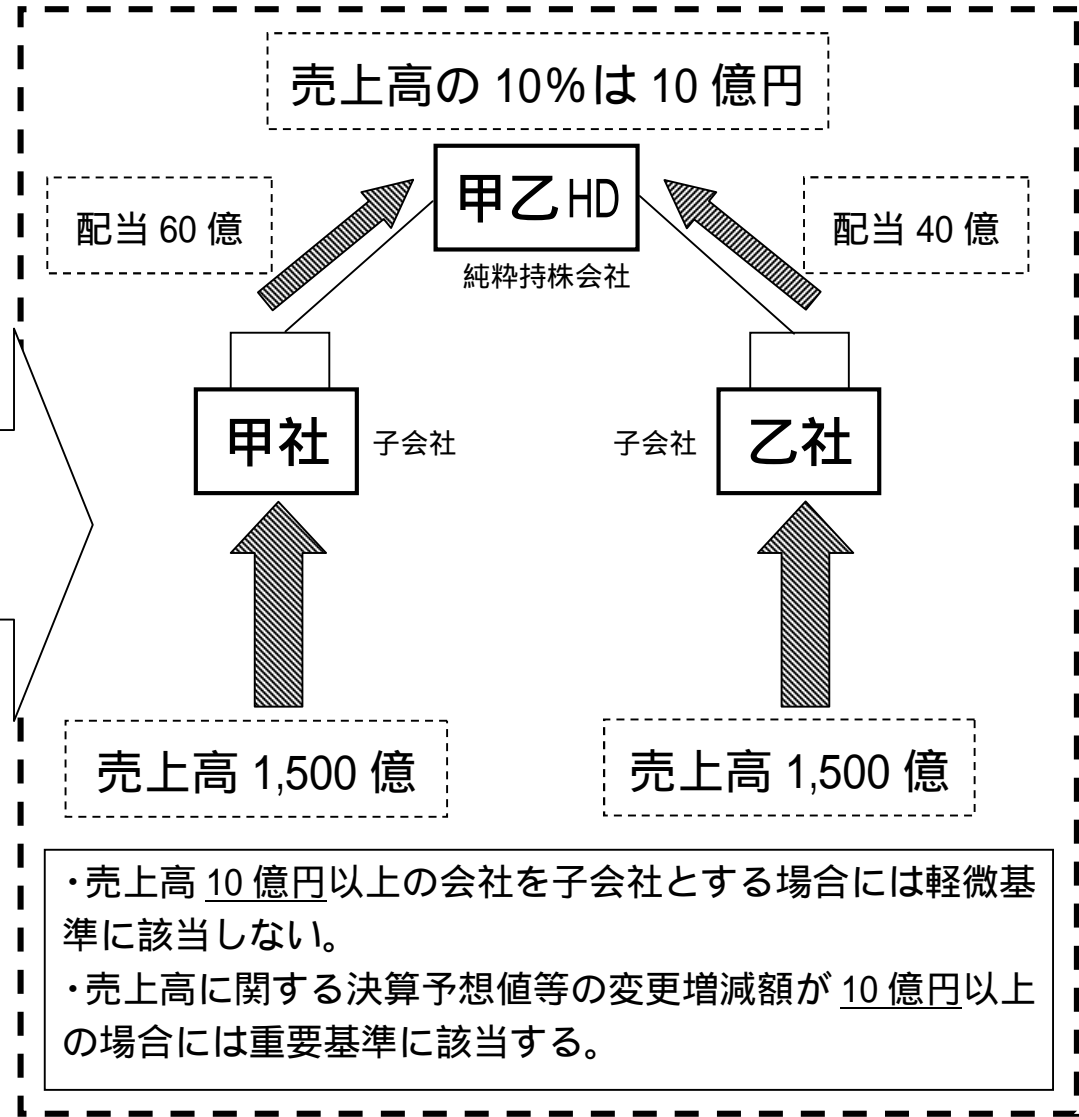
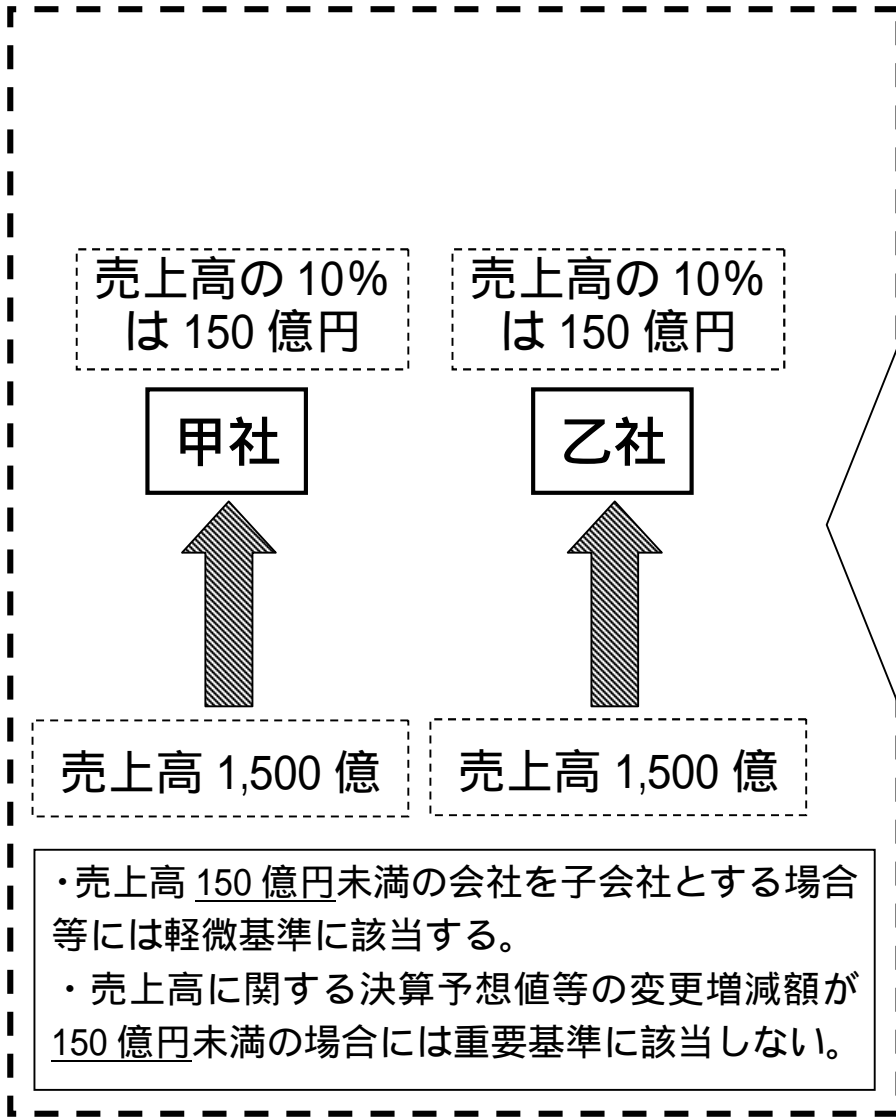
企業が合併等の組織再編を行う場合に、例えば下記の点について規制が中立的でないとの指摘があることについてどう考えるか。

- ・ 保有株式の承継について、合併等の場合には規制が適用されない一方、事業譲渡の場合には規制が適用
- ・ 合併等の対価について、新株発行の場合には規制が適用されない一方、自己株式の交付の場合には規制が適用

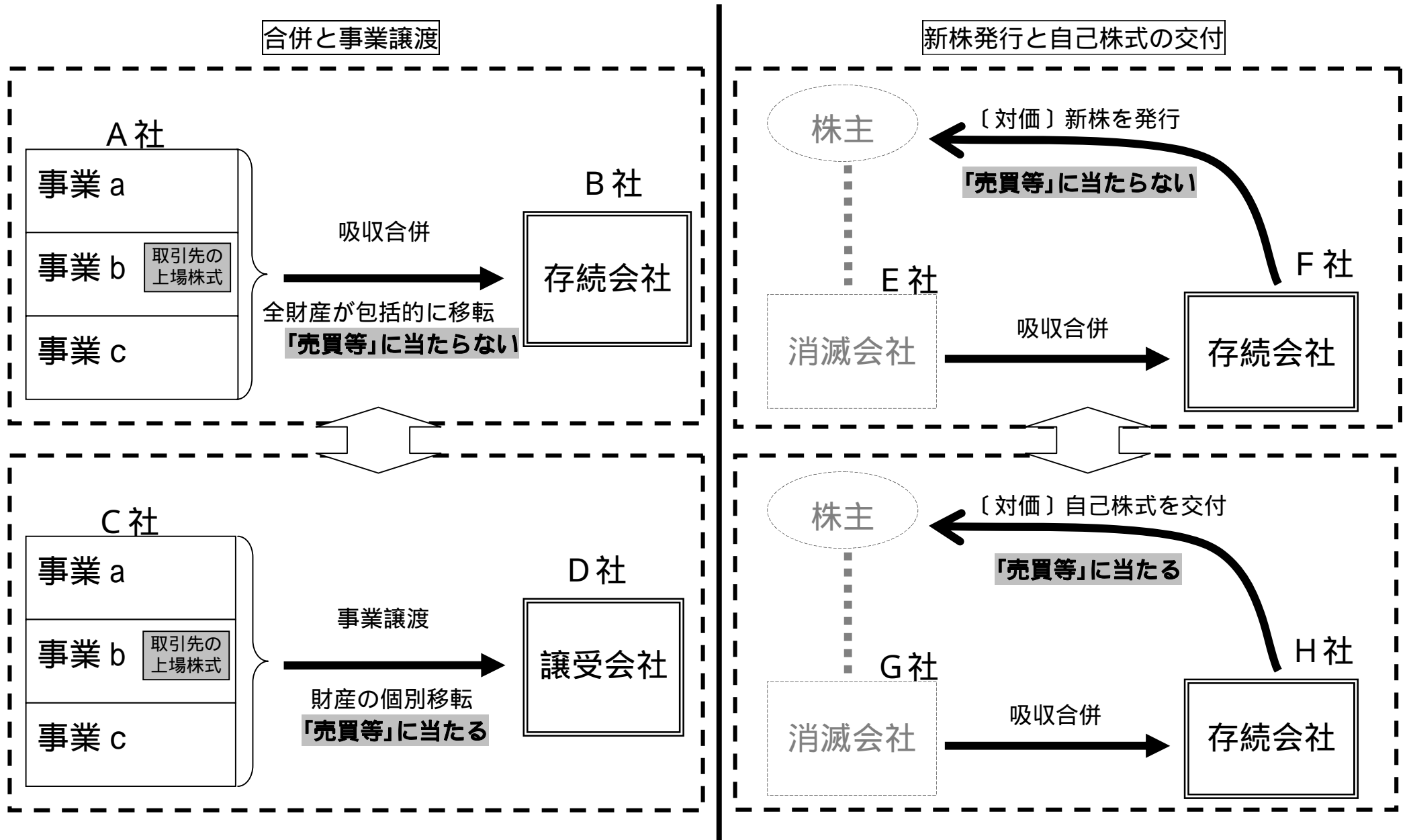
グループ経営に関するその他の事項

グループ経営とインサイダー取引規制について、上記のほか議論すべき事項はあるか。

【純粋持株会社に係る重要事実】



【企業の組織再編に係る規制の適用関係】



いずれも流通市場における取引ではなく、会社法に定める手続きに基づき行う組織再編行為